武豊町9月定例議会

梶田稔議員の一般質問・答弁

注:録音テープから起こしたものです。(文責:梶田 稔)

私は、先に議長宛に提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問 し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

安倍内閣は、国民多数の反対を押し切って、暴走をつづけています。来年4月からの消費税大増税、情報を隠蔽したままのTPPへの参加、原発事故の原因究明も汚染水漏洩問題の究明もないままの再稼働と原発輸出の強行、憲法9条改定をめざす96条改定のもくろみなど、国民生活の現在と将来を蔑ろにする暴走をつづけています。断じて、容認することのできない問題ばかりであります。

消費税大増税は、社会保障制度の拡充の財源に必要だとしてきましたが、打ち出してきた中身は、旧態依然とした無駄な大型公共事業に200兆円ものバラマキ計画であり、社会保障は子どもから高齢者まで負担増と給付削減計画ばかりであります。100年安心どころか、今日明日の暮らしに不安が募るばかりの内容であります。

こうした中だからこそ、地方自治体は住民の暮らし・福祉を増進するという本来の責務を 自覚し、「住民こそ主人公」の行財政運営に全力を挙げるべきであります。

第一の質問は、滞納整理機構による不当な徴税事務の改善を求める問題についてであります。

8月7日付け「朝日新聞」は、衝撃的な事件を報道しました。

「市役所の窓口で自分の腹を刺す」「先月、碧南市の女性」との見出しで「愛知県碧南市の女性が7月26日、市役所税務課の窓口で刃物を取り出し、自分の腹部を刺して病院に搬送されていたことがわかった。」「市によると、女性は2010年度から国民健康保険税や軽自動車税など計24万円を滞納し、その後、分納していた。市は7月12日、女性に分納額の増額を求めたが、女性は「難しい」と話していた。女性は25日午後3時ごろに税務課を訪れ、カウンター越しに職員と対面。その約5分後に、刃物を取り出したという。」と報じました。

全国的には、抗議の自殺など痛ましい事件が報じられてきましたが、幸いにして県内では その種の事件はいままではありませんでした。

過日、ある住民から、突然、差押え予告書が送られてきて、指定の期日までに滞納額全額 を納付するよう通知されたそうであります。

驚いた住民から、あまりにもひどいやり方に「何とかならないか」と相談の電話をいただきました。

話を聞いてみると、以前、派遣社員として働いていた頃、収入が少なくてやむなく滞納した。納税相談で分割納税の誓約書を書き、これまで滞りなく分割納税してきた。その後、分

割納税額が少なくて、元金の縮減にならないので増額してほしいと要請され、検討すること を約束した。

今回、このような約束にも拘わらず、事前に何の連絡も無く一方的に差押予告書を送りつけるやり方は納得できない。分納額の増額については検討するつもりでいるとのことでありました。

この相談者の話の内容は、これまでの滞納整理に当たる町当局の対応についての見解に抵触する不当な措置ではないかと思い、以下、質問します。

- ① 現在、滞納整理機構へ移管している件数は何件か。
- ② その解決状況はどうか。
- ③ 今回の住民からの訴えについて、その経過と結果はどうか。
- ④ こうした住民の生活実態を無視した一方的な徴税事務をつづける滞納整理機構のやり方は許せない。滞納整理機構による徴税事務をやめ、機構からは脱退して、町税条例の規定通り町の責任で、住民本位で民主的な徴税事務をすすめることを、改めて求めるものでありますけれども、見解を伺いたい。

以上で、第一の質問を終わりますが、答弁の内容によっては再質問いたします。

町当局の答弁

高須直良総務部長答弁:順次、お答えします。

まず1点目、滞納整理機構へ移管している件数であります。現在、機構へ移管しております件数は、第一次分と第二次分を合わせて68件であります。

なお、今後、第三次分として30件から35件の移管を予定しており、合計で100件程度となる見込みであります。

2点目、解決状況であります。

現時点で、68件のうち、完納が11件、分納履行中が38件、交渉中で未解決が19件であります。

3点目、今回の住民からの訴えによる経過と結果であります。

まず、今回の案件の経過であります。

平成23年1月26日に、この方と収納課窓口で納税相談を行い、分納誓約書を提出していただきました。

この際、決定した分納額は極めて少額であり、そのまま分納を続けても本税滞納額と延滞金の合計が増加してしまう状況であったことから、半年後の8月に再度、生活状況の聞き取りと分納額の見直しを行うため、納税相談に来ていただく約束をしました。

しかしながら、その時期が来ても本人は来庁せず、何の連絡もなかったことから、納税相談を行うことができませんでした。

このため、今年の5月8日に、住所地に分納見直し通知書を送付したところ、宛所なしで 郵便局から返送されてきました。 6月10日には、機構へ引継予告通知書兼納付催告書を送付いたしましたが、やはり返送 となりました。

こうしたことから、6月26日にやむを得ず、勤務先に確認を取ったところ、現在の所在 地が判明しました。改めて機構への引継予告通知書兼納付催告書を送付いたしまして、はじ めて書類が本人の手元に届きました。

以上のように、議員がおっしゃる「突然、送られてきた」というのは、その通りでありますが、送付をしたのは差押予告書ではなく、引継予告通知書兼納付催告書であります。

その内容は、現在の納付額では本税滞納額と延滞金が増加することを認識していただき、 早期納付を促すものであります。そして、この通知によって納付をしない場合は、機構に引き継ぐという内容であります。

7月2日に、ご本人が税務課窓口に来られて、この引継予告書について問い合わせがありました。

収納課職員が対応し、滞納額が早期完納にならなければ、機構案件になることを説明しましたところ、「完納は困難である」とのころでありましたので、7月10日に機構へ移管しました。

7月24日には、改めて本人と納税相談を行い、その後、ご本人が納付の算段をして完納 になったことは、議員もご承知のとおりであります。

こうした事案につきましては、本来なら所在地が確認できた時点で、一旦、機構への移管 手続きを停止して、改めて納税相談を行い、早期完納の意思が確認できれば機構案件としな いのが本町の方針に沿った手順きであります。

今回、それを怠り、機構への引継予告通知書兼納付催告書を送達してしまったことは、たいへん不適切な事務処理であり、ご本人にもお詫びしたところであります。

今後は、滞納者それぞれの状況や生活実態をしっかりと把握し、よりきめ細かな納税相談 を実施するよう、改めて職員への指導を徹底してまいります。

次に4点目、滞納整理理機構から脱退し、町の責任で徴税事務をすすめることの見解であります。

昨年9月議会でもご答弁いたしましたように、機構から脱退する考えはありません。

また、行政改革推進委員からは、第5次行革プランのアクションプランに関する意見として、「大きな成果が出ているので、是非、機構の継続を望む」とのご意見もいただいているところであります。

徴税の滞納整理につきましては、憲法に定める納税義務の遂行及び納税の公平を原則として、担税力がありながら納税意識が薄い、あるいは納税意思がない滞納者の解消を目指して 鋭意取り組んでおります。

また、滞納事案を機構へ移管する際には、事前に町から引継予告書兼納付催告書を送付し、 機構についての周知と納税の喚起を行っております。

今後も、町と滞納整理機構が互いに協力しながら、滞納者の減少に努めてまいりたいと考えます。

以上であります。

梶田稔議員の再質問・当局の答弁

梶田稔議員質問:件数は一覧表で資料をいただきましたので、改めて確認する必要はありませんけれども、差押予告書11件のうち完納が2件とあります。残りは反応がないという状況のようでありますけれども、具体的な状況をかいつまんでご説明下さい。包括的な説明で結構です。1件1件個別ではなくて、全体としての傾向で結構です。

辻田誠一収納課長答弁:お答えします。

差押予告書送付で反応が無かったのは、議員の仰るとおり11件。それから、誓約不履行ということで約束を守っていただけないのが9件、分納不履行が35件、それから分納見直しを拒否された方が11件、その他の関係が2件ということで合計68件の内訳でございます。

梶田稔議員質問: そうじゃなくて、その資料はもらっているので解っているので、だから 差押件数で未解決の、2件完納を除いて、9件でその後の進捗があれば状況を説明して下さ。 包括的で結構ですので、ご説明下さい。

辻田誠一収納課長答弁: ただいま、残りの人につきましては交渉継続中で、私どもの職員が機構に派遣した職員のもとで対応させていただいております。

完納が可能かどうかということは、ちょっとそれはお答えできませんけれども、交渉中で ございます。

梶田稔議員質問:差押予告書の記載は、どういう文言になっていますか、紹介して下さい。

辻田誠一収納課長答弁: 差押予告書を機構へ持って行く前の差押予告書の文言でございますが、棒読みさせていただきます。

あなたの〇〇税につきましては、平成〇〇年度から再三の納付催告にもかかわらず、別紙のとおり納付されておりません。このため、他の納税者との均衡がとれませんので、あなたの勤務先への調査や金融機関、不動産の調査を実施し、あなたの財産を法に従い強制的に差押をしなければならない事態となっております。つきましては、指定期日までに納付もしくは下記連絡先へ連絡されるか、ご連絡下さい、ということで、下記連絡先でということで収納課の連絡先となっております。

梶田稔議員質問: 私が相談を受けた方へは、こういう差押予告書が送られてまいりました。 (差押予告書の現物を示しながら質問) 文面は、いま課長が読み上げた原本に類似しておりますけれども、あなたの滞納税額については、別添のとおり、武豊町長から引継を受けました。つきましては、平成25年7月19日(金)までに全額納税して下さい。すでに、財産 調査を開始しています。上記期日までに全額納税されない場合には、あなたの財産を差押します。この差押の部分にはアンダーラインがあります。

また、差押にあたっては、あなたの勤務先や取引先、金融機関等に直接連絡することになりますので、ご承知おきください。

なお、本状と行き違いに納税された場合は、ご容赦ください、ということで、滞納整理機構、担当 武豊町徴税吏員、職員名前が記載されております。

こういう予告書が送られてくるわけですね。これで、お聞きになってみなさんおわかりのとおり、差押に当たっては、あなたの勤務先や取引先、金融機関等に直接連絡することになります。これは、いったいその人にとって、あるいはその業者にとって、どういう結果になると思われますか。

辻田誠一収納課長答弁:まず、訂正をお願いします。

私ども、過日、梶田先生の方から忠告がありましたこの方につきましては、差押の予告書の方は送付しておりません。予告書というのは、引継予告通知書兼納付催告書というのを武豊町から送っておりまして、その後、それに基づいて期日までに納付がない場合は機構に引き継ぎますよということで、先ほど、梶田さんがご紹介したのはその後の機構から出している、要するに引継予告の時に納付期限までに納付がなかった人に関しましては、徴収引継通知書兼納付催告書というのを送っております。

そこの文面のことをご紹介していただいたんですけれども、我々としましたは、この方にいきなり送ったのは差押予告書ではございませんので、答弁にもございましたが、送られたのは引継予告、このままだと機構に引継ぎちゃいますよという、そういった予告書を送っております。

梶田稔議員質問: それは、まさに詭弁というものですよ。徴税の最高責任者は誰ですか。 武豊町長でしょう。だから、この差押予告書にあるように、別添のとおり武豊町長から引継 を受けた、それに基づいて機構がこれを送ったんです。

7月10日付け、そして7月19日までに完納しなさい、いいですか、何が違うんですか。 武豊町長が送っているじゃないですか。機構が代わって送っただけで、発行の大本は武豊町 長に間違いないじゃないですか。

それから、私が聞いたのは、こういう差押予告書を受けて、但し書きのところに、勤務先 や取引先、金融機関等に通知すると、これがどういう影響を及ぼすのかと、推測されるのか と聞いたんです。

余計なことは答えなくたっていいです。

高須直良総務部長答弁:仰るとおり、武豊町長の責任で送ったものであります。

私、ちょっとその様式見ていませんが、要は勤務先や金融機関等に話をするというのは、 財産調査をさせていただくというものです。

差押をするためには、ご本人の財産を調べなければなりません。やむを得ず、勤務先やそ

の他、財産調査のために連絡を取るという意味でご理解をいただきたいと思います。

梶田稔議員質問:どういう影響を及ぼすかということを聞いている。そんなことは、判っておるよ。

高須直良総務部長答弁: 例えば、勤務先に知れると勤務の上で影響があることは承知をしております。従いまして、私、先ほど申し上げましたように、勤務先へ今回連絡をとったのは、やむを得ずやったと、私どもはできるだけ直接ご本人と交渉して解決をしたいと思っておりまして、勤務先等に連絡をするのは、最終的な方法だと理解しております。

(梶田稔議員質問: どういう影響が予想されるのかということを聞いている。そんなこと を聞いているんじゃない。社会的に、何が予想されるのかを聞いている。)

高須直良総務部長答弁:はい、一般的にお答えすれば、勤務を続けることに支障が出る可能性があるということは予想できます。

梶田稔議員質問: そうでしょう。それから、業者にしてみれば、取引の金融機関へ連絡する、もうそこから融資は期待できませんよ。その部分は省略されましたけれども、そういうことでしょう。業者にしてみれば、死活問題です。サラリーマンでいえば、死活問題です。そういうことが予想される文言を添えて、予告書を送付するということですよ。

いま、部長は町長の責任で送付したことになるということを答弁されましたけれども、そのとおりですよ。

そうすると、町長が住民や業者を、本当に脅したり賺したりして取り立てる、まさにサラ金を取り立てる●●● (不穏当な言葉として削除)まがいのやり方じゃないですか。

取引先や勤務先へ連絡したら、部長が心配されるように、その人が勤務を続けることが困難になるかも知れません。それは、十分予想されます。金融機関だって取引先だってそうですね。

差し押さえる場合に、例えば賃金とか、取引先の売掛金だとか、そういうものを差押える ことになると思うんですけれども、どういう限度が設けられておりますか。

辻田誠一収納課長答弁: 差押禁止額が決まっておりまして、給与所得者では基本的には税金、社会保険そういったものを除いて総支給額から10万円プラス扶養者一人当たり4万5千円、それだけの額は差押えしてはダメですよという禁止額になっております。

それから、梶田さん、先ほどわれわれは本当に取り立て屋のようなことを仰っていますけども、われわれは滞納額が大変な額になる前に滞納のリスクを滞納者の方に認識していただいて、早期完納に向けて日々交渉・努力しておりますので、時には滞納者の方に厳しいことを言うかも知れませんけれども、その辺はわれわれも好きで言っておるわけではございませ

んので、本当にご理解いただきたいと思います。

そういうことで、如何に滞納額が大変な額になっているかということを、滞納者の方には 認識していただきたいということでございます。

(梶田稔議員質問:答弁漏れです。業者が、取引先とか金融機関に連絡したらどういう影響があるかということが漏れている。サラリーマンの話は、今の答弁がありました。業者の方はどうなりますか。)

辻田誠一収納課長答弁: やはり、社会的信用が無くなるかなあというふうに考えております。

梶田稔議員質問:いや、そのとおりですよ。そうなったら、どうなるかということですね。 サラリーマンが職を失う、収入が途絶える。そうすれば、いま最後のセーフティーネット としての生活保護に頼らざるを得ない。

そうなったら、どうなりますか。税金は入ってこないわ、逆に生活保護のために、税金を 注ぎ込まなければならないわ、これは国がやることだ県がやることだという話にはならない。 国民が納めた税金から措置されるわけですから、そういうことになります。

業者の場合でもそうですね。法人税も入ってこない。個人の町民税も入ってこない。破産 宣告をすれば、あるいは財産があれば別な話かも知れませんけれども、破産宣告をするよう な事態になれば、保有する財産も当てにならないから、結局、最後は生活保護に頼らざるを 得ない。ここでも、税金は入ってこないわ、税金を注ぎ込む。

これは、どうみたって、こういう不当なやり方を強行すればするほど、そういったマイナススパイラルに陥っていく、そういう危険性を感じて質問をしているわけです。

三度目の質問になるんで、重なった部分が出てきているわけですけれども、本当にその点を心配をして、いま課長が早期完納のために汗水垂らして努力している、それはもう百も承知で、そのおかげでというのか、決算の報告、予算の説明の中でも、収納率が向上している。それは、職員のみなさんの努力のたまものだと思っておりますよ。

何もやってない、職員が怠けていてけしからんと、そんなことをベースに私は質問しているわけではありません。みなさんの努力の大変なことは、百も承知の上です。

その上で、言葉が過ぎたかも知れませんけれども、取り立て屋のようなやり方は、碧南の 事件を紹介しましたけれども、そういうことも引き起こしかねない事態が、いますすんでい るということで、私は警鐘を鳴らしているつもりであります。

また、1年前の同じテーマの質問の時にも、冒頭で申し上げたことを思い出しますけれども、憲法に規定されている国民は納税の義務を負うと、そんなことは百も承知です。納税の義務があって納税することは当たり前ですけれども、町税条例にもあるように、災害に遭ったり失業したりという特別な事情があるときには、猶予したり分納を認めたり、最終的には町長が判断して措置を執るという町税条例になってるでしょう。

何が何でも取り立てよという条例になっておりませんよ。だから、その条例を住民の立場

に立って柔軟に適用して、本当に住民の立場に立った民主的な徴税事務をやってほしいとい うのが、私の本意ですよ。

結果として、完納がすすむということは、これは本人にとっても、町の財政運営・行政運営にとってもプラスになるわけですから、これからも大いに努力していってほしいと期待をしているところであります。

それで課長は、梶田は一方的にこの種の文書を送付してきたと、けしからんと言いましたけれども、いやそれは違うと、こうやって手順を踏んでいると言いましたけれども、本人のお話で、最初の分納誓約書を差し出すときに携帯の電話番号も教えてあると、連絡があればこの電話に電話して下さいということも言っているのに、何の連絡も無いと。

私の言葉をもう一回繰り返しますけれども、突然、通知書が送られてきたと、何事だと、 しかも7月10日付けの文書で、19日までに完納せよという文書になっていると。いった い、どういうことですか。

突然送られてきたという私の質問の言葉が、それは事実と異なるというわけですけれども、 どういう連絡の努力をしたんですか。

辻田誠一収納課長答弁: 梶田議員の仰るとおりで、分納誓約書、23年の1月にいただいた分納誓約書には、私、確認しましたら携帯電話の番号が書いてありました。

機構の職員も、その辺をきちんと見て、詳細気をつけてこれから対応するように注意して おります。

それで、先ほどから、ちょっといろいろご忠告をいただいておるわけでございますが、われわれ普段気をつけておるのは、殆どの人は納期内に納期を守ってきちんと払っていただいております。そうして、そうした人たちのお気持ちを考えると、やはりローンがある借金があるということで、そういったことを優先したりして、納税を後回しにするのは、私ども税の公平性を考えて容認できませんので、これは私たちだけじゃなく、どこの市町も同じような考えだと思っております。

時には、本当に厳しいことを言わさせていただくことも、やはりそういった期限内にきちんと納税していただく人のお気持ちを考えて納税相談をしておりますので、そこのところを 汲んでいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

梶田稔議員質問: 先ほども言ったとおり、納税は国民の義務です。ですから時には厳しい ことを言うこともあると、それはそうでしょう、どうしても払ってもらいたい。

ただ、そこに心がこもっているかどうかですよ。人と人との関係ですからね、機械を動か しているわけじゃない。人の心を動かさなければ、何も出てきません。

そういう心を逆なでするようなやり方が、巷間いろいろと言われているんで心配して指摘 しているわけです。

そして、不幸なことに碧南市でそういった事件が起きた。これは、武豊町内で起きないことを願うわけですけれども、こういう一つの事件にはたくさんのバックグランドがあると、

統計学的には言われているわけで、こういう事態があるいは県内に蔓延しているんじゃないかと、氷山の一角ではないかということも危惧しております。

幸いにして、いままで町内ではありませんけれども、最後までそういう事例が発生しないことを改めて期待するわけですけれども、そういう点で、いま冒頭で件数の報告があったように、分納不履行だとか誓約不履行というようなことが35件とか11件とかいろいろと件数のご報告がありましたけれども、そういう方たちとの連絡調整というのはどうなります、どうなっておりますか。1回連絡したら返事が無かった、それはもう機構送りだと、そういう乱暴な事態はないですよね。

辻田誠一収納課長答弁: そのような対応はいたしておりません。収納課のほうに、ずらし 勤務だとかそういったときに納付相談とかにお見えになりますので、その時に生活状況がど のようになっておるかというお聞きしまして、納税相談をやっております。

それ以外にも、勤務時間に納付したいがということで収納課をお訪ねになります。その時に納付書を発行するものですから、その時に職員が納税相談の対応をしております。

梶田稔議員質問:最後のところで、そういった乱暴な、いわゆる取り立て屋的なことが、 巷間ささやかれているということを耳にしているものですから、敢えて機構からの脱退とい うことを再三要求しているわけですが、この機構への参加のときの説明が、徴税事務のノウ ハウを勉強するために職員を派遣して、機構の県職員と一緒に徴税事務に当たらせると、そ のノウハウを身につけたいということで、1年が経ちました。収納率も上がりました。

武豊町の職員は、有能な職員を採用していると思うんですが、1年経っていまだにノウハウは身につかないんですか。

辻田誠一収納課長答弁: もちろん、見違えるほど能力が上がっております。滞納の収納率を見ていただければ判ると思いますが、ただ、これで終わりじゃなくて、やはり機構があるものですからわれわれ収納率も上がっているというふうに、本当に感謝しております。

それから、機構へ行ってきた職員が2人いるわけですが、納税折衝の仕方なんかもわれわれどういうふうにやってきたのかということで勉強会なども開いて、町の職員がきちんと対応できるように、そういったことをやっております。

梶田稔議員質問:もう数字で明らかになっているわけですから、機構と一緒になって町の 職員が徴税事務に当たって収納率も上がっていると、それは先ほども言ったように、高く評 価していると感謝しているということは、縷々述べたとおりです。

1年余やってきたんで、もう身についたんではないですか、これでまだ来年、再来年やらなければ訳が分からんような能力の無い職員なんですかと、もう脱退したって十分そのノウハウは活かす力を身につけてくれたんじゃないですかということを申し上げて、脱退を提起しているわけです。

どう評価されますか。

各務正巳副町長答弁:滞納整理機構には、現在、町の職員が行っております。これで、いま3人目の職員が確か行っていると思います。

行政の職員といいますのは、ずう一と収納課にいるわけではございません。このノウハウを代々引き継いでいかなければならない、いうことでいま現在われわれ滞納整理機構がある限り、職員は出す予定はしております。

そして、その成果も上がっておるというふうに認識をしております。

先ほどの話の中で、一言言わせていただきたいのは、確かに職場ですとかいろいろな取引 先に連絡するというのは、最終のことです。これは、本当に最後の最後、こういうことがあ りますよということも、認識していただきたい、その前にそうなる前に完納していただきた い、そして納税相談に来ていただきたい、いうことなんです。

われわれ収納課も、非常に厳しい状況で仕事をやっております。大変な仕事です。それは 重々お分かりだと思っております。

その中で、まず第一は、そういうような滞納の方と面談をして納税相談をする、これは基本中の基本なんです。その努力の中で、多少の行き違いもあります。当初の答弁の中で、今回の件に関して、総務部長の言葉じゃないですけれども、われわれはその方に対してお詫びをいたしました。行き違いがあったのは事実です。

しかし、そういうことがあてば、われわれはいかなることも正当化しようとは思っておりません。もし間違いがあれば、素直にそれは認める中で完納をお願いしていくということでありますので、何が何でも取り立てるんだということではございません。

納税は、憲法で納税とあります。憲法の中にも、最低限の生活ということもございます。 生活ができないほどの取り立てをするつもりは全くございません。

担税能力のある方に、それなりの納付は当然のことでありますので、それに向けて努力をしていることだけはご承知おきいただきたいと思います。

梶田稔議員質問:副町長の言われるとおり、判っております。じゃあ、なぜ、今回のような事件、事案が発生したかということを考えて下さいよ。

そこまできちっと段取りをして、対応し対処しておればこんな事案は発生するわけがないでしょう。

そして、結果として、私、相談にのって課長や職員にもお話をして、段取りをして、答弁 があるように7月24日完納したという経過ですよ。

だから、きちっと連絡を取って、親身に相談にのって、話し合えば解決の道は出てくるということですよ。そういう努力を、武豊町長から引継を受けたと、7月10日に差押予告書を発行して、19日までに完納しなさい、なければ差押。差し押さえた結果は、サラリーマンであれ業者であれ社会的な地位が危ぶまれるという結果は予想されるということでしょう。

危ぶまれる結果になったじゃないですか、このAさんという人は。紹介の問い合わせを受けて。

だから、これはもう機構というところで、まあ私に言わせれば、とにかく完納だと、たび たび聞きづらいかも知れませんけれども、取り立てをするという言葉を使いますけれども、 そういう取り立て優先の業務に携わっておれば、こういう手抜かり、手落ちは当然発生する ということになります。

ですから、本当にいま35件分納不履行という方がみえるという報告がありましたけれども、そういう人たちに対しても、なぜそういうことになっているのか、分納するという誓約書を入れたわけですから、その誓約書通り実行してくれないかと、履行できないのはどういう理由ですかというのは、本当にその人の身になって相談にのる必要がある。ですから、聞いたのは、その後どういう手を打っていますかということをお尋ねしたわけです。

後のこともありますので、そういう点を指摘しておきたいと思います。

それから、町長にも、別に答弁を求めるつもりはありませんけれども、町長の名前にきず をつけている事態ですよということは、警告しておきたいと思いますね。

町長が、徴税の責任者としているわけで、武豊の町長は血も涙もない、裸の人間むしり取るような阿漕なことをやる人間だという、言葉を使うかどうかはその人のそれぞれですけれども、感覚としてはそういうふうに見られかねない。それは、ぜひ、頭の片隅に置いておいてほしいというふうに思います。

裸の王様のような誹りを受けないように、お願いしたいというふうに思います。 後少しですので、二つ目の質問に写りたいと思います。

梶田稔議員の質問・当局の答弁

第二の質問は、いっそう楽しい「ふるさとまつり」にするための諸課題についてであります。

毎年夏に恒例の「ふるさとまつり」が行われており、大人はもとより子どもたちも楽しみ にしています。

楽しいふるさとまつりにするために、以下、質問します。

- ① これまでの経緯と評価について、明らかにしてください。
- ② 子どもたちが楽しみにしていたお菓子の振る舞い汰廃止されましたが、復活を望む声が強く出されています。廃止の経緯と理由を明らかにするとともに、ぜひ、復活してもらいたいと思いますが、見解を伺いたい。

以上で、第2の質問を終わりますが、答弁の内容によっては再質問いたします。

菅田豊宏教育部長答弁: まず、ふるさとまつりの経緯と評価です、さる8月24日と25日の二日間、中央公民館にて開催されましたふるさとまつりは、なんとか天候にも恵まれ、今年も多くの町民の方々に真夏の一夜を楽しんでいただきました。

このふるさとまつりは、昭和53年、商工会青年部を中心に役場東の駅前広場、現在の長 尾山駐車場の場所で開催された盆踊り大会が出発点であります。 翌年、54年も同様に開催されましたが、昭和55年より所管を教育委員会の社会教育課として、商工会青年部を中核に各種団体による実行委員会組織を立ち上げ、町主催事業として開催することになりました。

以後、毎年開催され、今年で34回目、来年の町制60周年記念の年は35回目となります。

この間、平成元年の合併35周年・開港90周年記念の年と平成3年の町制施行100周年記念の年は、みなと祭と合同開催となり、平成元年は石炭埠頭を会場にいたしました。

さて、ふるさとまつりについての評価であります。

平成20年度以降行いました事務事業評価では、Cランク評価を受けておりました。この評価につきましては、平成22年度、第3回の定例会の一般質問で石川議員よりご質問も受けておりますが、現在は、事業の効率化などが一応の評価を受けましてB評価となっております。

今年のオープニング出演団体を募集するなど、若年層が参加しやすいイベント構成を図り、 商工会青年部をはじめとする各種団体のご協力のもと、盛大な事業となっております。

続きまして、お菓子の振る舞いの廃止の経緯と理由ということであります。

お菓子の振る舞いにつきましては、先ほど申し上げました事務事業評価を中心とした行政 評価の過程で、各種の参加記念品等の予算が削減される中、ふるさとまつり事業費に対する 事業の効率化が論じられ、お菓子の振る舞いを22年度よりやめることが検討されました。

それまで、開催日の二日間に配られたお菓子の振る舞いは、毎年4100個ほどで、経費は33万円程度かかっておりました。

実際、お菓子の振る舞いを止めた22年度の実行委員会の反省会では、議員の仰るとおり、 残念がるご意見も聞かれました。

因みに、24年度の盆踊り会場の踊り手やバザーなどの参加者の集計でありますが、二日間で延べ9700人ほどの来場者で賑わいました。

22年度と比べ、当日の参加人数等が大幅に減るというような変化はありませんでした。 各地区の盆踊り会場と同じく、お菓子の配布を期待してお見えになった子ども連れの住民 の方から、ご意見をいただくことがありますが、会場には様々な催しが開催されていること をご案内し、ご理解をいただきました。

今後のことでありますが、今後とも、行財政改革を推し進めなければならない現状の中、また、予算を復活してお菓子を振る舞うことは、一段と財政状況が厳しくなった現在の状況におきましては、難しいことありますので、議員を含め町民のみなさんにご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

梶田稔議員質問:いま、部長より経緯のお話があったように、ふるさとまつりとして開催が続けられ、定着して 高い評価も得ている。楽しいイベントとして、参加者も1万人前後のみなさんが毎年のように、いまでは中央公民館、それまでは他の所でもありましたけれども、集まっていると、これからも続けていってほしいというふうに願う一人であります。

子どもたちへの振る舞いは、人それぞれで、そんなものはなくたっていいと、あってもなくても好きな人は子どもを含めて大人も集まってくると、それはそうだろうと思うんですね。しかし、子どもたちが楽しみにしてきたお菓子の振る舞い、これは春の祭礼の時だってそうですね、子どもたちにお菓子の振る舞いをしますし、若者たちにはお酒の振る舞いもあるわけですけれども、そういうイベントでの振る舞いというのは、それがあるから来るとかそれがないから来ないとかいうものではない。あってもなくても、賑やかに人は集まります。ですから、主催する側の気持ちの問題というのか思いやりの問題だろうというふうに思います。

そういう点で、22年23年の頃の実行委員会での意見の一端が報告されましたけれども、 残念がる意見もあったという事実の報告がありました。その通りだと思うんですね。

その後も、主として子どもからお菓子がほしいという声よりも、親御さんからあるいは爺さん婆さんからという声だろうと思うんですけれども、せめて子どもが来るんだからお菓子の振る舞いをという声。私のところへ、ぜひ復活をということを要請のあった、お電話もありましたけれども、その方も70代の方でした。

そういう子どもを思う、孫を思う親の気持ちは貴重なものだと思うんですね。ですから、 部長が最後にいろんなお店も出しているんで、そういうところで賄ってというのは、それも また言われなくても利用する人は利用する、いうことだと思うんですね。

金魚すくいがあろうがなかろうが、来る人は来るんです。ですから、そういう一つ一つのことがあるからどうのという理由付け、言い訳じゃなくて、お菓子の振る舞いというのが、一つの盆踊りというイベントの中の一環を成しているというふうに私は思うんです。

ですから、これは資料を見てみますと、大体4000袋くらいで33万円。一袋80円ですか。このくらいの振る舞いが、行政改革だ、財政が厳しいという範疇に入るものなんですか。これは、もう思いやりの問題でしょう。

120億の予算の中で、特別会計も含めれば200億円の予算の中で、33万円というのは、塵も積もればというように多分言うんだろうと思うんですけれども、それぐらいの思いやりが発揮できないものか。額の多い少ない、少ないから復活せよという性質の問題でもないんですけれども、思いやりを込めて予算措置をして、部長の決意を聞かせて下さい。

菅田豊宏教育部長答弁: 私ども、主催者側として考えなきゃいかんことは、いまのお気持ちもさることながら、先ほど申し上げた行政改革もしかりですが、また町主催には他の主催事業があります。そこら辺との均衡も併せてお願いしたいと思います。

以上